

並木小 PTA 運営委員会だより(平成 29 年度第 4 号)

第4回 運営委員会の概要 (11/** (金) **:** - **00, 並木小 PTA 室)

1. ボランティアグループの活動報告 【日本語ボランティア】

外国にルーツをもち、支援が必要なお子さんと親御さんを英語はつかわないで支援しています。
(お子さんへ) 取出し授業対象のお子さんに教科書を丁寧に読む等、やさしい日本語で授業を支援しています。
(親御さんへ) 今年から始めた取り組みで、保護者へのお便りをやさしい日本語に変換しています。日本語に慣れていただくために、英語や中国語に訳するのではなくやさしい日本語を使っています。
(必要性) 取出し授業を必要とするお子さんがいて、先生だけでは手が回らないところを支援しています。
(活動時間) 取出し授業がある週 2 時間に合わせて活動しています。お便りをやさしい日本語にする作業は、特定の時間ではないが月 1 回 PTA 室に集まって行っています。少しでも興味のある方ご連絡下さい。

(日本語ボランティア連絡先: *****)

PTA ボランティアグループとは: 並木小 PTA 運営委員会で認定され、PTA 委員会活動とは別々いわゆる従来の役務ポイント制の制約無しに、PTA の名を冠して継続的な児童支援活動を行っているグループです。

2. アンケート結果報告内容について

アンケート実施結果について報告がありました。アンケートは、①保護者に PTA 活動への理解を深めていただく、②会員とそれ以外の保護者の違いについて理解を深めていただく、③並木小 PTA が多くの保護者主体の団体となるための意見収集を目的に、実施期間を平成 29 年 10 月 20 日～31 日、保護者 324 家庭を対象としました。回答者数は 172 名(ウェブ 157 名、紙 15 名)となり、それぞれの結果についてと質問および回答に内容について報告がありました。質疑では、保護者の不安を解消すべく得られた意見に対する回答を発信してほしい、任意制への移行に関しては運営委員会と保護者との間に意識の乖離があり「任意制」の良いところが伝わっていないので、より情報を発信してほしいとの意見がありました。アンケートの結果報告を発信することで、任意制へのネガティブなところばかりではなく、全保護者が PTA に参加しやすい団体にチェンジしていくため第一歩であることをお伝えしていけたらと思います。

3. 任意加入制への移行について

任意加入の仕組みに必要な事務的手続きは、任意加入制への理解を広めることは別に準備しておく必要があります。これまでに運営委員会にて議論されてきた内容を基に、入退会事務手続のルール(案)を決めました。今後の予定としては、入退会事務を準備し、関係文章の HP 掲載、文章管理ファイルの準備を行い、第 5 回運営委員会(1/**)後に入退会受付を案内する文章を発行します。実践しながら学ぶという姿勢で任意参加制へスムーズな移行を進めていきたいと思っています。

4. 各委員立候補アンケート集計データの提出と功労者集計結果の報告

各委員立候補アンケートには 268 件回答があり、学年委員会および専門委員会への立候補者は委員数に達しています。このことから本校 PTA 会員の各 PTA 委員会活動への意識の高さが伺われました。本部役員への立候補者はゼロという結果になり、再度アンケートを実施することになりました。功労者には 14 名から推薦がありました。

5. 会計報告

本部会計より前期決算報告、次年度予算に関する確認、来年度入学祝(名札 3 枚)について報告されました。

6. 各委員会などの主な活動予定 (詳しくは各委員会からのお知らせで)

1 学年: —	広報: 次号入稿
2 学年: —	文化: 12/** 第 4 回講座打合せ 文書印刷、配布 予定
3 学年: 11/** 第 2 回親睦会(親子空手体験教室)開催	校外生活: 危険箇所改善アンケート配布集計
4 学年: —	選考: 本部役員選考再アンケート実施
5 学年: —	本部: 持久走記録会と音楽会での苗販売
6 学年: 茶話会打ち合わせ	全学年: 12/** 持久走記録会コース立哨協力

詳しい議事録は PTA ホームページをご覧ください。

(http://namiki-ptasakura.ne.jp/?page_id=1183)

内容についてお尋ね・コメントがありましたら PTA 本部 書記までご連絡下さい。



アンケートに寄せられた【会員と非会員の違いについて】のご質問について
アンケートで会員の皆様から寄せられたご質問やコメントについて、PTA 運営委員会の現時点の考えを整理したいと思います。

問:PTA 会員と会員ではない保護者はどう違うのですか？

1. 会員は PTA 活動の参加、企画立案、また PTA の組織運営や活動方針づくりに関わり、PTA 活動を通じて並木小児童の健全な成長、また保護者同士の親睦を深めることができます。また PTA 安全互助会に加入することで共済金・見舞金を受け取れます。*詳しくは PTA 互助会の案内をご参照下さい。
2. 会員ではない保護者は、並木小の PTA 活動の企画立案、PTA の組織運営や活動方針作りに参加はできません。PTA 活動によっては参加可能なものもありますが、PTA 安全互助会のサービスは受けられません。
3. 卒業記念品など児童への贈り物は、保護者が会員であるか否かに関わらず、同一とします。

問:会員ではない保護者にも PTA のお便りがくるのは煩わしいです

1. 学校(担任)では、PTA 会員の児童と会員ではない保護者の児童の扱いを別にお便りを配るのは実務的に困難と聞いておりますので、当面は会員ではない保護者にもお便りを配る予定です。
2. 保護者が会員ではなかったとしても、PTA で何をしているか、どんなことが話されているかを知っていただく意義もありますので、ご理解をお願いします。

問:会員ではない保護者の児童への卒業記念や花束、謝恩会での対応はどうなるのですか？

1. すべての PTA は該当する児童の健全な成長をサポートすることが目的ですので、その活動で児童間の扱いを異にしないことが大原則です。
2. この原則にもとづき児童への、卒業記念や花束、謝恩会での対応は、児童の保護者が会員であるか否かに関わらず平等とします。

問:児童の扱いを平等にすると、PTA 会費を払う会員の保護者は損することになりませんか？

1. 並木小すべての児童の健全な成長をサポートする PTA の趣旨をご理解いただいて会員になっていただきます。子供たちも保護者の PTA 活動をよく見てくれていて、挨拶をしてくれたり、感想を話してくれます。
2. 目先の損得勘定にとらわれず、地域全体の子供の成長を助けるおらかな気持ちでお互い活動できればありがたいです。PTA が小学校に深く関与できるのは“児童を分け隔て無い大前提”に立脚しています。

問:会員数がとても少なくなると、児童の扱いを平等にするのは無理ではありませんか

1. 児童の扱いは平等にすることは原則ですので、会員数が少なくなり会費収入が少なくなった場合でも、限られた会計でやりくりしたいと思います。
2. ただし、会員数、会費が少ないと実りある活動はなかなかできないので、是非みなさんの思いと力を PTA に集めて、楽しく充実した活動が続けられることを望みます。

追補:「PTA 入会の意味確認」の必要性については、日本 PTA 会長、茨城 PTA 会長等が公の場で明確に発言されていることであり、並木小 PTA の取り組みは、今後 PTA の進むべき方向の一つとして時代の変化に歩調を合わせたものです。また最近、文科省から、児童の登下校の安全確保については、小学校(≒地方自治体)の責務ではないという見解が示されています。並木小においては、前年度からの引継ぎ役務を単年度総入替のツギハギで踏襲するのではなく、PTA を中心として永続的かつ柔軟な児童支援活動として充実させていきたいと思います。